# 改良住宅入居申込書

太枠内を記入してください。

住 5 公営・公団住宅( 階)       がおるとくいるは、一重ハー・主、一面ハー・主、日川・重         宅 6 実家( 階)       1 炊事場、便所、給水のうち2設備以上を共同で使用している。         の 7 その他( 階)       設 備 1 炊事場、便所、給水のうち2設備以上を共同で使用している。	_																								
現住所	入	本籍	番地							入	居申	込日	年	月	日	申 込	受	付	事	務 担	当	者	記	入	欄
氏 名   1		→ <b>□</b> ()	主所										改良住宅	棟	号										
動務先   一切	申									( É	宅電	話			)										
所在地	込									(茧	)務先	電話			)										
A	者															公営住宅	の月	収 (=	=(①	-2)	÷12)		1 1	î î	1 1
者文は同居子 定者の控除対 象配偶者(八 居後も別居子 定の配偶者も、 含む。)及び 扶養親族	同	居申 居予	込者、 定者並	氏	名	との	生年月日	年齢	別居	職	業	勤務先				控除項目	収	入鱼	<b>金額</b>	所名	导 金	額			
象配偶者 (入居後も別居子)	者	又は	同居予																					1 1	
居後も別居予定の配偶者も含む。) 及び 扶養親族																				11	11	Ш			
含む。) 及び	居	後も	別居予																	111		Ш			
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	含	む。)	) 及び																		11	Ш			
備考 上記の者に、パート又は内職をしている者がいるときは、パート又は内職と記入すること。       合 計       ①         暴力団員の有無       1 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいる。         2 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいない。       申込み理由         現在の合性の存在の合性をのの性にある。       1 大事との他(下海・大の他(下海・大の他(下海・大の他)の状況を表する。       日本とのののでは、大力を表する。       日本とののでは、大力を表する。	扶	: 養親加	<b>灰</b>																						
<ul> <li>最力団員の有無</li> <li>1 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいる。</li> <li>2 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいない。</li> <li>1 社宅(一戸建て・ 階) 2 公舎(一戸建て・ 階) 3 一戸建て貸家 4 民間アパート( 階) 5 公営・公団住宅( 階) 6 実家( 階) 7 その他( 階) ( )</li></ul>																									
2 申込者及び同居しようとする者に暴力団員がいない。         1 社宅(一戸建て・ 階)       2 公舎(一戸建て・ 階)       間取り 申込者:豊×室、台所豊         2 公舎(一戸建て・ 階)       3 一戸建て貸家       4 民間アパート(階)       5 公営・公団住宅(階)       6 実家(階)       7 その他(階)       1 炊事場、便所、給水のうち2設備以上を共同で使用している。 2 炊事場、便所、給水のうち1設備を共同で使用している。 3 共同で使用している設備はない。	偱	請考 .	上記のネ	皆に、パー	ト又は内	間職をして	ている者がい	ハるとき	は、パ	ートス	スは内り	職と記入	、すること	0		合 計							( <u>2</u> ) 		
現在の住在の住をできる。     では、一戸建て貸家       4 民間アパート( 階)     な営・公団住宅( 階)       5 公営・公団住宅( 階)     の状況       7 その他( 階)     できるの他のでは、一般のでは、	泰	<b></b> 身力団.	員の有無													申込み理	里由								
の 大	$\mathcal{O}$	2 3 4	公舎 (一戸建 民間アン 公営・2	一戸建て・ て貸家 パート ( 公団住宅 (	階) 階)	間取り	(住宅 次に記	がないた 入するこ	<u>- ∞別</u> 居 : と。)	の場	合は相	手方の	現状の住												
家賃月円家主氏名 (住所)	宅の状況	7			)	設備	2 炊事	事場、便	所、給水	くのう	ち1設	備を共同													
						家貨	月	円	家	主	氏名				(住所)										

## 住 宅 困 窮 事 由 問 診 表

## 1 入居申込者の世帯構成及び収入

(1) 入居申込者の世帯構成は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	20歳未満の子を扶養している寡婦(夫)である。	優		
イ	18歳未満の親族を3人以上扶養している。	優		
ウ	炭鉱離職者である。	優		
工	60歳以上で婚姻の関係にある者がいない単身者である。	接	単	裁
オ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までの者である。	接	単	裁
カ	戦傷病者特別救護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者である。		単	裁
丰	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者である。		単	裁
ク	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「生活保護受給者」という。)である。		単	
ケ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げてきた日から起算して5年を経過していないもので ある。	優	単	裁
П	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である。		単	裁
サ	当該申込者又は同居予定者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者である。			裁
シ	サに規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者である。			裁
ス	当該申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である場合(同居者が60歳未満である場合において、18歳未満である場合を含む。)	接		裁
セ	当該申込者が60歳以上の者及びその民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者の みからなる世帯である。 (1) 配偶者 (2) 18歳未満の児童 (3) 重度又は中度の身体障害者若しくは精神障害者 (4) おおむね60歳以上の者	接		裁
ソ	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者である(ただし、 当該災害発生の日から3年を経過していない者)。		単	裁
タ	公住令第1条第3号に規定する収入(以下「収入」という。)が52,000円以下の者である。	優		
チ	上記のいずれにも該当しないが同居予定者がいる者である。			

(2) 入居申込者の収入は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	収入が52,000円以下である。
イ	収入が52,000円を超え114,000円以下である。
ウ	収入が114,000円を超え158,000円以下である(裁量階層のみ)。
エ	収入が158,000円を超える。

区 分	(1)	(2)
申告結果	(優先・単身・裁量・接地・過疎)	

2 不良住宅(住宅が不完全なことについて)

入居申込者が現に居住している住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。

室

ア	住宅地区改良法施行規則第1条に規定する不良住宅である。
イ	住宅地区改良法施行規則第1条に規定する不良住宅に準ずるとき(基準の8割を満たすもの)。
ウ	住宅以外の建物に居住している。
工	上記のいずれにも該当しない。

## アからウまでに該当する場合の現場確認後の判定結果:

3	過密住居	(住宅が	狭いこ	とにつ	いて)
					-

現に居住している住宅に部屋は、何室ですか。

現在の世帯員は何人ですか。 畳数の合計は何畳ですか。〔以 下「居住室内面積」という。(板 の間の部屋は、畳数に直して合 計してください。家具などの多 少は関係ありません。)〕

上記の計算結果、右の欄のどの項目に該当しますか。

ア	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳未満である。
イ	1人当たりの居住室内面積の内法が2.5畳以上4.5畳 未満である。
ウ	上記のいずれにも該当しない。

## 4 立ち退き要求(明渡しを要求されていることについて)

入居申込者が自己の責めによる者を除き、現に居住している住居について立ち退き請求等がある場合は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	裁判上の判決、和解又は調停の成立により住居の明渡しが決定済である。
イ	裁判上の判決、和解又は調停の明渡し期限が半年以内に差し迫っている。
ウ	会社解散等の自己の都合以外の理由により社宅等から立ち退くことが必要である。
工	アからウまでに準じて立ち退くことが必要である。
オ	訴訟等により係争中である。
カ	定年退職により社宅等から立ち退くことが必要である。

5 別居(同居できる住宅がないため、別居していることについて) 入居申込者と同一の生計を営む必要があるが同居できる住宅がないため別居している人がいる場合又は 婚姻予約者のある場合には、下の欄のどの項目に該当しますか。

- 住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している者、扶養を要する親又は弟妹等と別居している者 又は婚約は成立している者が現に居住している住宅で親族と寝室を共有している状態にある者。 1人当たりの居住室内面積の内法が2. (1) 住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している者 1 5畳未満である。 (2) 住宅がないため扶養を要する親又は弟妹等と別居して いる者 (3) 住宅がないため婚約は成立しているが結婚できない者 1人当たりの居住室内面積の内法が2. ウ 上記の(1)から(3)までに該当する者にあっては、別居し 5畳以上4.5畳未満である。 ている同居予定者の住宅も含んで現に居住している住宅で 最も広い住宅に申込者及び同居予定者の全員が居住したと 仮定した場合の1人当たりの居住室内面積の内法は次のい ずれに該当しますか。 工 イ及びウのいずれにも該当しない。
- 6 生活上著しく不便(生活する上で、不便なことについて)

入居申込者が現に居住している住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	親族(婚約者又は内縁関係にある者も含む。以下同じ。)以外のものと寝室等の居室を共同で使用している。
イ	親族以外のものと炊事場、便所又は給水のうち2設備以上を共同で使用している。
ウ	親族以外のものと炊事場、便所又は給水のうち1設備を共同で使用している。
工	上記のいずれにも該当しない。

#### 7 過重家賃

入居申込者が現に居住している住宅家賃が、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	住宅の家賃の月額が収入の40%以上である。
イ	住宅の家賃が収入の30%以上40%未満である。
ウ	住宅の家賃が収入の30%未満である。
工	生活保護受給者で住宅扶助限度額以上の家賃を現に支払っている。

## 8 遠距離通勤

世帯の主たる所得者の通勤時間は、下の欄のどの項目に該当しますか。

ア	片道の通勤時間が1時間以上である。
1	片道の通勤時間が1時間未満である。

#### 9 公募の例外(該当者のみ)

公募の例外の事由は、下の欄のどの項目に該当しますか。

条例第9条第1号から第7号までに規定する者である。		
(	)	

#### 10 申込回数

過去2年以内に市営住宅又は改良住宅について、何回申し込みましたか。

ア	2回以上である。( 年 月、 年 月、 年 月、 年 月)
イ	1回から2回未満である。( 年 月、 年 月)
ウ	0回である。

## 11 住宅の滅失

火災等により居住する住宅を失っている場合には、下の欄の該当する項目の符号を○で囲んでください。

火災等による住宅の滅失( ) 年 月 日

誓約書

この申込書及び住宅困窮事由問診表に記入又は記載された事項並びに下記の誓約事項は、すべて事実に相違ありません。

なお、万一、調査の結果申込資格に該当しないとき又は申込書及び住宅困窮事由問診表に偽りがあるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けても異議のないこと誓約します。

記

- 1 私及び同居予定者(別居している婚姻者も含む)名義の持家はありません。
- 2 私及び同居予定者(別居している婚姻者も含む)に家屋に係る固定資産税の納税義務者はおりません。

年 月 日

喜多方市長

氏 名